

## 短期給付・保健事業に係る 個人情報 の取扱いについて

組合員及び被扶養者、並びに年金受給者の皆さんの個人情報は、共済組合が業務を行う上で、なくてはならないものであり、その取扱いについては、共済組合の個人情報保護に関する基本方針に基づき安全に保管し、適正に取り扱うことを、最大の課題と認識し事業運営を行っています。

### 組合員にかかる給付方法と医療費のお知らせ等に関する同意について

本組合では、皆さんが医療機関等の窓口で高額な自己負担額を支払った場合、組合員からの請求に基づかず、医療機関等からのレセプトに基づき給付をしています。また、医療費増高対策のひとつとして、医療費や健康に関心を持っていただくことを目的に世帯単位で医療費のお知らせ等を作成しています。

これらの取り扱いについては、本人の同意が求められています。つきましては、下記のことについて、皆さんからのご異議がなければ同意されたものとみなしますのでご了承ください。

- ① 高額療養費、一部負担金払戻金等を本人の請求に基づかずに支給すること。
- ② 「短期給付決定及び送金通知書」（一覧表）を所属所長に送付すること。
- ③ 「医療費のお知らせ」等を世帯単位で作成すること。

医療費のお知らせ

医療費のお知らせ

なお、①について同意されない場合は、高額療養費、一部負担金払戻金等は、組合員の皆さんが、その都度、共済組合へ請求していただくこととなります。

### 保健事業における個人情報の取扱いについて

本組合が保有する組合員・被扶養者の皆さんの個人情報を基に、疾病予防に関する各種健診の受診券等を発行し、所属所を通じて配布しています。これらについては、本人の同意が求められますので、下記のことについて、ご異議がなければ同意されたものとみなしますのでご了承ください。

- ① 成人病健診の対象者に受診票を発行すること。
- ② 成人病健診の結果、精密検査の該当者に精密検査受診票を発行すること。
- ③ 歯周病検診の対象者に受診券を発行すること。
- ④ 特定健康診査の対象者に受診券を発行すること。
- ⑤ 特定健康診査の結果、特定保健指導の該当者に利用券を発行すること。



## 「給付金等振込口座指定変更届」の提出について

次のような場合（届出口座に変更が生じた場合）には、「給付金等振込口座指定変更届」を、所属所の共済事務担当課を通じて、本組合に提出してください。

- 本組合に届け出ている口座を解約した場合
- 金融機関・支店等の統廃合などにより、口座番号が変更となった場合
- 婚姻等により、氏名が変わられた場合

（氏名変更の場合には、別途本組合に「氏名変更の届出」をしていただくほか、金融機関へ「預金口座の氏名変更手続き」も必要となります。）

※上記理由に該当したことによる「給付金等振込口座指定変更届」の提出が無い場合には、毎月2回の給付金や共済貯金の払い戻し等の送金日において、送金できない場合がありますので、ご注意ください。

